平成２２年（フ）第７３３号
仙台市若林区荒町172番地　旭マンション202
破産者　三上　富敏
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８１４号
宮城県黒川郡大衡村大衡字萱刈場206番地
破産者　佐藤　義春
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１０号
神奈川県大和市深見485番地７　マリアージュＢ201
破産者　岩本　眞治
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７８号
横浜市旭区万騎が原97番地
破産者　大澤　　収
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９号
富山市八尾町小長谷149番地８
破産者　中川　　勝
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５１号
長野県東筑摩郡山形村1284―３、住民票上の住所長野県松本市北深志２丁目４番29号
破産者　藤井　利雄
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２８０９号
大阪市西区九条南２丁目26番20―402号
破産者　山根　美苗
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３３号
大阪府貝塚市久保423番地前川方、営業所所在地大阪府岸和田市下池田町１丁目６番33号、前住所大阪府岸和田市小松里町2485番地ジョイフル久米田302号
破産者　ＣａｓｕａｌＦｒｅｎｃｈ　Ｄｏｒａ　Ｄｏｒａこと　佐藤　竜文
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
兵庫県姫路市田寺東４丁目19―17、住民票上の住所兵庫県姫路市北新在家２丁目６番18号
破産者　山村　　浩
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３４２号
兵庫県姫路市北条口３丁目32番地、住民票上の住所兵庫県姫路市北新在家３丁目10番15号
破産者　高石　康成
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第６７０号
奈良県桜井市慈恩寺1073―３―Ｃ102、住民票上の住所奈良県桜井市大字慈恩寺27番地
破産者　東井　孝彦
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１００９号
広島市安芸区中野４丁目36番８号
破産者　田中紀美子
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３号
熊本市尾ノ上４丁目11番240号　ルビー苑Ｂ―５
破産者　田端洋次郎
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２３７号
熊本県人吉市鬼木町317番地１
破産者　瀬戸　昭徳
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３４２号
熊本市米屋町１丁目７―２―1206号、住民票上の住所熊本市国府４丁目５番５―901号
破産者　岩崎美由紀
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３８６号
熊本市水前寺４丁目20番21号
破産者　大江　博幸（旧姓宮本）
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６７２号
大分県臼杵市野津町大字秋山348番地
破産者　赤峰　英二
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２６１号
大分県津久見市上宮本町13番22号
破産者　田口　富美
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３５２３号
札幌市白石区栄通17丁目５―25　ドミトリー南郷219号室、住民票上の住所青森市大字三内字沢部373番地９
破産者　森　　重春
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部